

## PCB廃棄物の施策に関する当面の予定

平成 24 年 11 月 22 日  
環境省産業廃棄物課

### <検討委員会>

◎平成 24 年 6 月 28 日 第 8 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

報告書（案）に対する意見募集：7 月 13 日～7 月 31 日

◎8 月 9 日 第 9 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

◎8 月 23 日 報告書の公表

### <報告書の公表後>

◎11 月 13 日～ PCB 廃棄物特別措置法施行令改正に関する意見募集（12 月 5 日まで）

◎今後の予定

- ・施行令の改正（処理期限の改正）

↓

- ・各事業所における処理推進策の具体策の検討

↓

- ・基本計画の改訂



(お知らせ)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成 24 年 11 月 13 日（火）  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課  
代表：03-3581-3351  
直通：03-5501-3156  
課長：廣木 雅史（内：6871）  
課長補佐：鈴木 清彦（内：6876）  
担当：三浦 博信（内：6880）

環境省は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間について、所要の検討を行ってきました。今回、検討結果を踏まえ、同法施行令を改正することを検討しており、改正案について広く国民の皆様から意見をお聞きするため、平成 24 年 11 月 13 日（火）から平成 24 年 12 月 5 日（水）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を実施いたします。

## 1. 検討概要

平成 13 年 7 月に施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 廃棄物特別措置法」という。）の施行から 10 年が経過したことから、環境省において昨年 10 月に「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、PCB 廃棄物の処理に関するこれまでの進捗状況と今後の推進方策について検討を行い、本年 8 月に報告書がとりまとめられました。本検討委員会においては、現行の処分の期間（平成 28 年 7 月まで）内の処理完了が困難であることを踏まえ、今後の処理推進策を検討した上で、新たな処理期限を設定することが適当であるとされました。

これを踏まえ、環境省としては、新たな処理期限を設定するため、PCB 廃棄物特別措置法施行令第 3 条に規定する処分の期間の改正を行うことを検討しています。

## 2. 意見募集の対象

別紙 1 の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案について」。

## 3. 参考資料

検討委員会の報告書の概要を別紙 2 に添付します。

## 4. 意見募集要領

(1) 募集期間

平成 24 年 11 月 13 日（火）から平成 24 年 12 月 5 日（水）17 時まで（郵送の場合は同日必着）

(2) 意見の提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で下記提出先に提出してください。

電子メール又はファックスの場合は題名に「PCB 特措法施行令改正に関する意見」と記載してください。

なお、上記以外の方法（電話等）による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承ください。

【意見提出先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

E-mail:hairi-sanpai@env.go.jp

FAX : 03-3593-8264

(3) 意見の取扱い

いただいた意見は、氏名、住所及び電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、いただいた意見に対して個別にお答えすることはできませんので、あわせて御了承ください。

(4) 記入要領

郵送又はファックスの場合、下記の様式（A4 版）にならい、氏名、住所、電話番号等を御記入ください。電子メールの場合においても、本記入要領に準じて御記入ください。

[件名] PCB 特措法施行令改正に関する意見
[宛先] 環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
[郵便番号・住所]
[電話番号]
[ファックス番号]
[御意見]

(5) 資料の入手方法

① 環境省ホームページのパブリックコメント欄

(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

② 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の窓口に備え付け

(東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階)

※ 事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

③ 郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し 80 円切手を貼付した返信用封筒を別の封筒に入れ、期限までに十分な余裕を持って意見提出先まで送付してください。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案について

## 1. 概要

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB廃棄物特別措置法」）第 10 条において、事業者は、政令で定める期間内に PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を委託しなければならないことが規定されている。

（参考条文）

### ◎ PCB 廃棄物特別措置法

（期間内の処分）

第 10 条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

### ◎ PCB 廃棄物特別措置法施行令

（処分の期間）

第 3 条 法第 10 条の政令で定める期間は、法の施行の日\*から起算して 15 年とする。

（※平成 13 年 7 月 15 日）

PCB 廃棄物特別措置法の施行後 10 年が経過したことを踏まえ、環境省において、有識者により構成される「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置し、施行状況及び今後の処理推進策について検討した結果、現行の処理期限（平成 28 年 7 月）までの処理完了が困難であることから、新たな処理期限を設定することが適当であるとの結論が得られた。

環境省としては、PCB 廃棄物の一刻も早い処理完了を目指して、処理体制の充実などの処理促進策を行うこととしているが、現下の処分の進捗状況を踏まえれば、新たな処分の期間の設定が必要であることから、PCB 廃棄物特別措置法施行令第 3 条に規定する処分の期間の改正を検討している。

### （参考）検討委員会の報告書（抜粋）

- 処理期限について、関係者が最大限努力を図った場合に、PCB 廃棄物全体の処理完了が達成すると見込まれる時期まで延長することが適当である。
- 処理に最も時間がかかるのは、処理が着手されたばかりである微量 PCB 汚染廃電気機器等と考えられる。一方で、具体的な期限については、少なくともストック

ホルム条約で求められている年限（平成 40 年）までに処理が完了できるようにすべきである。

- このためには、処理期限が到来してもなお未処理の廃棄物についても、PCB 廃棄物特別措置法に基づく命令等により確実に処理をさせるよう措置する期間として2年間程度を見込むことが必要である。
- 以上を踏まえ、適切な処理期限を設定することが適当である。

（検討委員会報告書の掲載場所：

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/confs/tekisei.html>）

## 2. 改正案

処分の期間を「法の施行の日から平成 39 年 3 月 31 日まで」とする。

# 「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」報告書

別紙2

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって、JESCOを活用して施設整備
- 処理期限までの処理を義務づけ(政令で平成28年と規定)

## ① 高圧トランス・コンデンサ等



高圧トランス 高圧コンデンサ

約34万台

JESCOが5地域で処理  
(北海道、東京、豊田、大阪、北九州)

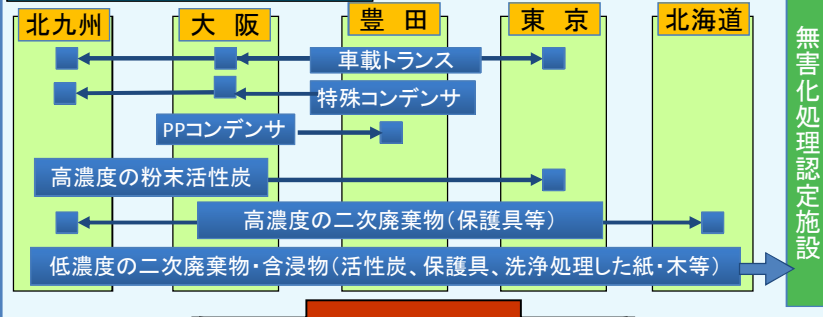
- 想定よりも遅れが生じている(28年までに7~8割の処理は完了する見込み)
- 処理施設稼働後に明らかになった課題への対応。
- 特に、PCBの揮発性が想定を上回り作業に制約が生じた。作業改善、設備の追加等により対応してきた。
- 保管を始めてから40年近く経っており、処理対象機器が老朽化しており、処理に手間がかかる。

安全性を最優先し、確実な処理を推進している

### 処理推進策

1. 処理施設の改造 大阪、豊田、東京、北海道

2. 他事業所の得意能力の活用



無害化処理認定施設

- 処理体制と処理期間について、JESCO試案を参考に、環境省・JESCOにおいて更に検討を行うとともに、関係者への説明を十分を行った上で実施することが必要。

## ② 安定器等・汚染物



約600万個



JESCOが処理

- 北九州のみで処理が開始。
- 北海道は建設中
- 東京・豊田・大阪は、処理の見込みが立っていない。
- 汚染物には、汚泥など低濃度のものが多い。

### 処理推進策

- 豊田・東京・大阪事業エリアにおける処理体制の確保に具体的に取り組む。
- 北九州・北海道事業所については、自エリアの処理終了の見通しが立った時点で、全国の処理状況を踏まえ処理体制の方向性について判断。
- 低濃度のPCB汚染物については、無害化処理認定施設の処理対象に位置づけ。

- 東京・豊田・大阪地域の処理体制を確保するため、環境省と自治体の協議の場を設ける。

## ③ 微量PCB汚染廃電気機器等



トランス・コンデンサ  
約160万台

OFケーブル  
1,400km

民間の認定事業者が処理

- 法施行後の平成14年度に存在が判明
- ①・②と比較すると、濃度が低く、焼却処理による体制を確保
- 平成21年度から大臣認定処理施設による処理に着手

### 処理推進策

- 処理施設の増強が必要
- 絶縁油のみの処理施設が多いため、筐体の処理が可能な施設の認定を増やす必要

- 処理に着手されたばかり。処理に最も時間がかかる見込み。

## 地元地域との連携・協力

処理施設の地元地域の貢献を国全体として強く認識し支援協力

## 保管場所での適正な保管

- 保管場所での漏えい・紛失等の対策強化
- 未届出者の掘り起こし、使用中機器の対策

## 無害化処理認定施設の活用

- 5,000mg/kg以下のPCB廃棄物を処理対象に。
- 知事許可施設の燃焼温度要件の検討

## その他

- PCB廃棄物処理の重要性を周知
- 途上国等への支援

処理期限の検討



- 関係者が努力しPCB全体(①~③)の処理完了が見込まれる期限まで延長
- 処理に最も時間がかかるのは、③微量PCB汚染廃電気機器等
- 少なくともストックホルム条約で求められている年限(平成40年)までに処理が完了できるようにすべき。(処理期限は、これに2年程度の余裕を見込み設定する必要)

## 環境省検討委員会報告書を受けた JESCO の考え方

日本環境安全事業(株)

### 1. 処理施設の改造等

- ・ JESCO の各事業所においては、環境省検討委員会で示させていただいた当社試案をもとに、現在、処理施設の改造や操業方法の見直し等による高圧トランス・コンデンサ等の具体的な処理促進策を検討しているところであり、可能なものから順次実施していくこととしたい。
- ・ 今夏以降、検討の進捗を随時各事業部会に報告し、技術的助言をいただきながら処理促進策の策定を進めている。また、検討状況については地元自治体とよくご相談するとともに、地元の監視委員会に報告し、十分ご説明を行ってまいりたい。

#### 【環境省検討委員会報告書（抜粋）】

- 定期点検時等に実施できるような小規模なものについては、従来から取り組んできたところであるが、今後も、その効果を見極めつつ、積極的に改造を行うことが必要。
- 中規模・大規模な改造については、その効果が十分大きいと考えられる場合に実施すべきである。なお、改造に当たっては、専門家の意見を踏まえて実施することが必要。また、中規模・大規模な改造を行う際には、設計当初の段階から、作業環境管理・作業管理の専門家や産業医による助言等を得て、作業の安全を確保することが必要。

### 2. 全国的な視点に立った5事業所施設の有効活用

- ・ JESCO においては、環境省検討委員会で示させていただいた当社試案をもとに、現在、各事業部会や技術部会等より技術的助言をいただきながら、5事業所施設の有効活用について、環境省とともにさらに検討を行っている。
- ・ 地元自治体はじめ関係者へのご相談、ご説明をさせていただき、ご理解をいただきながら進めてまいりたい。

#### 【環境省検討委員会報告書（抜粋）】

- 処理に困難な条件がある機器については、関係者の理解と協力を得て、円滑に処理する能力のある別の事業所も活用して処理を行い、処理の促進を図ることが必要。
- 二次廃棄物の処理についても、各事業所の処理能力を活用して処理を行うことが必要。
- 拠点的広域処理施設の立地に当たっては、各地元地域に対し、各処理施設における処理エリアについて、各処理施設が立地しているエリア内のものを処理するという点を説明してきたことから、国は、エリア外からのPCB廃棄物の搬入について、その必要性について十分に説明し理解を求めることが必要。
- 別の事業所で処理する場合には、受け入れ先の事業所の処理に大きな影響を与えないようにすることに留意する。



### 3. 無害化処理認定施設の活用

- ・ 本年8月に関係告示が改正され、新たに低濃度(5000mg/kg以下)のPCB汚染物(運転廃棄物、含浸物等)が無害化処理認定の対象とされた。これを受け、これまでに民間産廃業者2社が環境省に対し施設認定の申請を行っており、現在、審査手続き(申請書の縦覧等)が進められている。
- ・ JESCOとしては、5事業所とも、運転廃棄物の保管場所が逼迫していることから、関係自治体等のご了解を得たうえで、無害化処理認定の取得者が現れた後に、速やかに運転廃棄物の外部払出処理を行うこととしたい。
- ・ また、含浸物の外部払出による高圧トランス・コンデンサ処理のスピードアップを実現するため、条件が整った事業所については、同様に関係自治体等のご了解を得たうえで、速やかに含浸物の外部払出処理を行うこととしたい。

#### 【環境省検討委員会報告書(抜粋)】

- 活性炭、防護服等の二次廃棄物については、既に相当量が発生し、事業所内で保管されている状況である。これらをJESCO施設で処理すると、本来処理すべき高圧トランス・コンデンサ等の処理が停滞してしまう。JESCOの処理施設は、高濃度のPCB廃棄物を優先して処理するようにしていくことが必要。
- 二次廃棄物のうち低濃度のものについては、無害化処理認定施設も活用して処理の促進を図るべき。
- 高圧トランス・コンデンサの内部構成部材である紙や木などの含浸物は、一定の濃度まで洗浄すると、それ以上の濃度低減に極めて長時間・多大な労力を要し、処理のペース低下要因になっているため、一定濃度まで洗浄等した後は、無害化処理認定施設も活用して処理の促進を図るべき。
- さらに、高圧トランス・コンデンサ等のコアなどに含まれる非含浸物についても、一定濃度まで洗浄した後は同様に処理することについて、検討を進めるべき。